

八雲中学校いじめ防止基本方針

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1. 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動のすべてにおいて生命や人権を大切にす精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人一人多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「共に学び共に育ち未来を切り拓くたくましい生徒の育成」の学校教育目標のもと、「自分を大切にし、互いの違いを認め合い、高めあえる生徒」をめざす生徒像としている。具体には、「人権教育の充実」「道徳教育の推進」に取組み、いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（SNS等、インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめ態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称は「いじめ防止対策委員会」とする。

(2) 構成員

- 校長・教頭・首席・児童生徒支援コーディネーター・生徒指導主事・学年生徒指導担当
- ・養護教諭・担任・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・人権部長
- ・守人権協運営委員・市外教学校代表

(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめ未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

4 年間計画

八雲中学校 いじめ防止年間計画				
	1 年生	2 年生	3 年生	学校全体
4 月	<p>「学校いじめ防止基本方針」の周知</p> <p>仲間づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配慮のいる仲間とのかかわりを考える。 ・みんなに知っておいて欲しいことを伝え分かり合う。 <p>家庭訪問 (家庭との連携)</p>	<p>「学校いじめ防止基本方針」の周知</p> <p>仲間づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配慮のいる仲間とのかかわりを考える。 <p>家庭訪問 (家庭との連携)</p>	<p>「学校いじめ防止基本方針」の周知</p> <p>仲間づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配慮のいる仲間とのかかわりを考える。 <p>家庭訪問 (家庭との連携)</p>	<p>第 1 回いじめ・不登校・人権問題等対策委員会(年間計画の確認、生徒指導基準等の共有)</p> <p>「学校いじめ防止基本方針」のHP更新</p>
5 月	<p>障がい者理解教育 (他者の違いを認め、理解する)</p> <p>学校祭「体育の部」 ・他者との共感、集団づくり</p> <p>いじめアンケート ・実態把握</p>	<p>学校祭「体育の部」 ・他者との共感・集団づくり</p> <p>いじめアンケート ・実態把握</p>	<p>学校祭「体育の部」 ・他者との共感・集団づくり</p> <p>いじめアンケート ・実態把握</p>	<p>教育相談期間</p>
6 月	<p>個人面談</p> <p>校外学習</p>	<p>個人面談</p> <p>校外学習</p>	<p>個人面談</p> <p>キャリア教育 ・自己実現</p> <p>校外学習</p>	<p>学校公開</p>

7月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">学校アンケート</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">三者面談</div> <ul style="list-style-type: none"> ・実態把握 	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">学校アンケート</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">三者面談</div> <ul style="list-style-type: none"> ・実態把握 	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">学校アンケート</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">三者面談</div> <ul style="list-style-type: none"> ・実態把握 	アンケート回収 生活指導研修 上半期のいじめ状況調査
8月				ブロック人権研修
9月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">宿泊学習</div> <ul style="list-style-type: none"> ・他者と協力、集団づくり 		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">修学旅行</div> <ul style="list-style-type: none"> ・他者との共感、体験活動 	学校公開
10月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">学校祭「文化の部」</div> <ul style="list-style-type: none"> ・他者との共感、帰属意識 ・自己有用感 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">いじめアンケート</div> <ul style="list-style-type: none"> ・実態把握 	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">学校祭「文化の部」</div> <ul style="list-style-type: none"> ・他者との共感、帰属意識 ・自己有用感 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">いじめアンケート</div> <ul style="list-style-type: none"> ・実態把握 	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">学校祭「文化の部」</div> <ul style="list-style-type: none"> ・他者との共感、帰属意識 ・自己有用感 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">いじめアンケート</div> <ul style="list-style-type: none"> ・実態把握 	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">情報モラル教室</div>				
11月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">個人面談</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">個人面談</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">三者面談</div>	
12月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">三者面談</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">学校アンケート</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">三者面談</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">学校アンケート</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">三者面談</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">薬物乱用防止教室</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">学校アンケート</div>	アンケート回収
1月				
2月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">いじめアンケート</div> <ul style="list-style-type: none"> ・実態把握 	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">いじめアンケート</div> <ul style="list-style-type: none"> ・実態把握 	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">いじめアンケート</div> <ul style="list-style-type: none"> ・実態把握 	第3回委員会（年間の取り組みの検証）
3月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">校外学習</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">校外学習</div>		

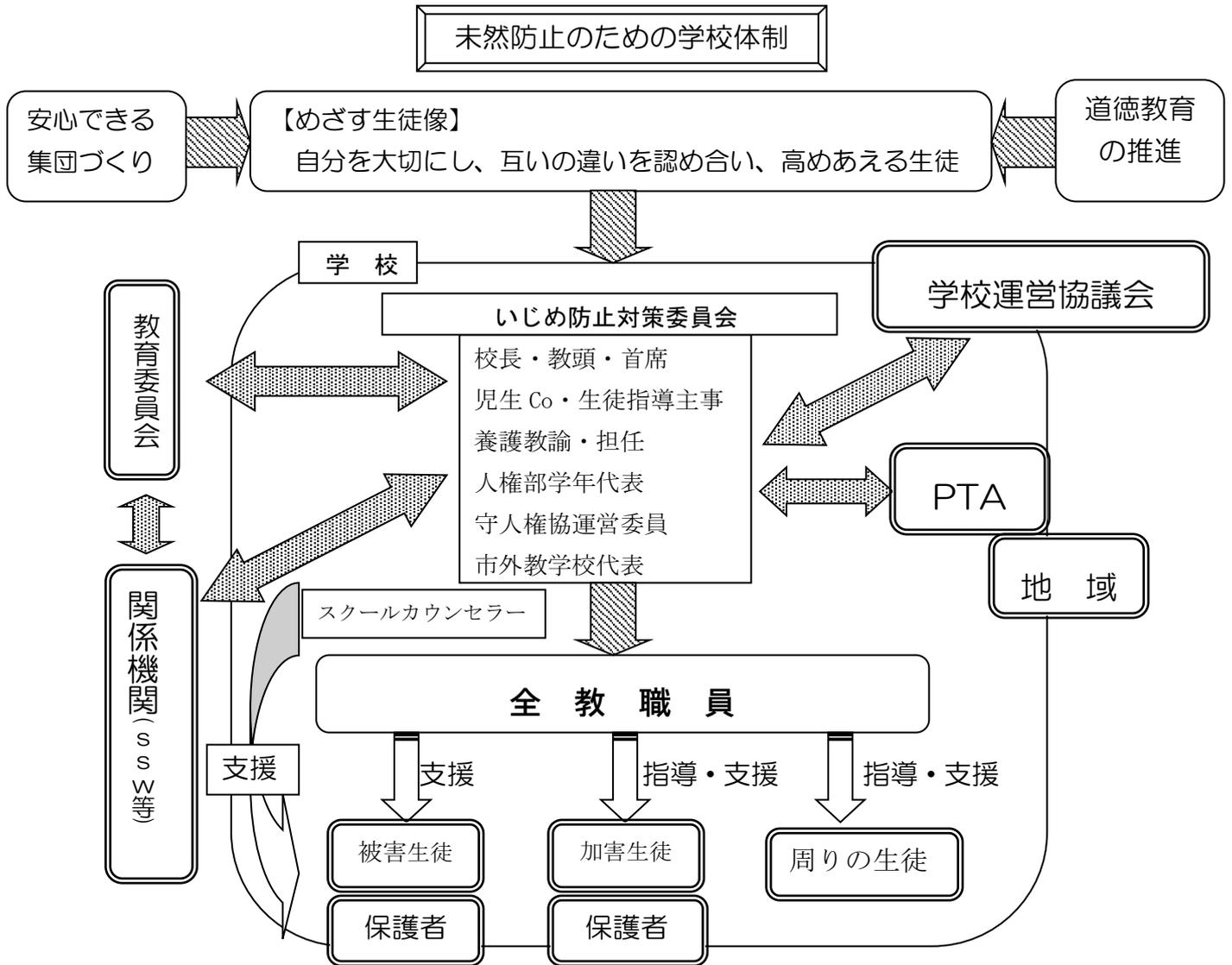
5 取組状況の把握と検証（PDCA）

「いじめ防止対策委員会」は、各学期（年間3回）に開催し、生徒の学校生活における現状の問題点の共有、いじめ防止の取り組みが計画通りに進んでいるか、また、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重を徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。



2 いじめの防止のための措置

(1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対して計画的に人権感覚を養う研修会を実施し、全教育活動を通して、生徒の立場に立ち、生徒を守りきる姿勢をより深く身につけさせる。

また、生徒に対しては、人は一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在であることを日常行われる教育活動の中で理解させていく。

- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。そのために、道徳教育に重点を置き、全クラスで生徒の実情に応じた内容で道徳の授業に取り組む。また、学校祭「体育の部」や「文化の部」等の行事の取組みの中で、生徒同士が協力して一つのことを成し遂げていくことによって、他者との共感、協力し合う喜びを体感させ、他者との信頼ある人間関係づくりを高めていく。
- (3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、日常行われる授業の中で、全教職員が統一した授業規律を守り、敏感に生徒の発言、行動に目を配り、人権を無視するような発言や行動があった時には、毅然とした態度で指導をしていく。
- また、生徒一人ひとりが学級や学年、学校に帰属意識が持てるよう、それぞれの生徒が活躍できる場を意図的に設け、他者の存在や頑張りを互いに認め合える人間関係づくりを全教育活動の中に積極的に取り入れていく。
- さらに、ストレスに適切に対処できる力を育むために、日常より運動などの自分に適した発散方法を身に付けさせるとともに、誰かに相談できるような人間関係づくりも重要であるため、学級や部活動の中で気軽に教職員と話ができる機会を増やしていく。
- いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うために、教職員の力による指導を一切排除し、生徒のことを第一に考えた指導を心がける。そのために日ごころからの研修はもちろんのこと、相互の授業参観等、教職員間の交流を積極的に行っていく。
- (4) 自己有用感や自己肯定感を育む取組みとして、生徒自身が全教育活動を通して活躍し、他者の役に立っていると実感することができる機会を設定するように努める。そのためには、教職員はもとより、家庭や地域の人々にも協力を求め、生徒を取り巻く多くの人々から温かな目で見守ってもらい、関わってもらえるよう学校として積極的に情報を発信していく。
- (5) 生徒が自らいじめについて学び、取り組む方法として、道徳の授業を中心に生徒たちの正しい人権感覚を育んだ上で、生徒会を中心に生徒一人一人に学校の現状について考えさせ、いじめ等につながる危険因子を見つけさせ、解決に向けた行動を起こさせることができるように指導していく。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。それゆえ、教職員は日頃より、自分自身の人権感覚をとぎすまし、生徒の何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が必要である。

2 いじめ早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、定期的なアンケートは5月、10月、2月に行い、そのアンケートに基づいて個人面談を実施する。また、アンケート実施後、複数の教職員で内容を確認した上で、「いじめ防止対策委員会」において情報を集約したのちに、全教職員で共有する。加えて、日常から授業の様子や休憩時間の様子にアンテナを張り、教職員間での情報交換を活発に行い、情報を共有していく。

いじめの早期発見に関しては家庭との連携も非常に大切である。家庭訪問、三者懇談等の機会を有効に活用することはもとより、日常から学校の様子や家庭での様子を話し合える関係を築いていく。また、連絡帳等を活用し、より詳細な情報を把握し、必要に応じて担任からスクールカウンセラー等の専門的知識を持った者または機関に相談できるようにする。学校の相談体制に関しては学校HP、入学式や学年保護者集会等の機会に広く周知していく。また、各学期に「いじめ防止対策委員会」を開き、相談体制が適切に機能しているか点検を行って行く。

教育相談で得た生徒の個人情報に関しては、「いじめ防止対策委員会」を中心に緊急性を伴うと判断したものに関しては、本人・保護者と相談のもと外部機関と連携をとって対応していくこともあり得る。

第4章 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

いじめにあった児童生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から適切に対応する。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。

なお、生徒が帰宅した後等にいじめ事案が発覚した際には、まずは被害生徒やその保護者に対し、聴き取り調査の事項、対象や方法を伝えるとともに、その結果報告に当たっては被害生徒やその保護者の意向を尊重する。

- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や分掌長等に報告し、「いじめ防止対策委員会」と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴きとるなどして、いじめの事実の状況把握をし、見立てと解決や指導・支援のプランニングを立てる。
- (3) 事実関係を管理職が教育委員会に報告し、今後の指導について相談する。
- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。
なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた生徒又はその保護者への支援

- (1) いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、「いじめ防止対策委員会」が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

4 いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (2) いじめた生徒への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
- (3) その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて市教育委員会やスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- (4) このような指導を継続してもなお改善が見られず、いじめ行為を繰り返し、正常な教育環境を回復するため必要と認める場合には、教育委員会に報告し、教育委員会として出席停止制度の措置を検討するよう要請する。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。
また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしてきた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめに

よる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らの良さを発揮しながら学校生活を安心して過ごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応の在り方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

学校祭「体育の部」や「文化の部」、校外学習等は生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、生徒が、意見と異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、「いじめ防止対策委員会」において対応を協議し、関係生徒から聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等、必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) また、情報モラル教育を進めるため、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。
- (4) なりすましや SNS 上のトラブルなど、いじめに直結する可能性のある事象に対し、情報モラル研修等を活用し教職員の研鑽に努める。

第5章 その他

家庭との連携はもとより、地域との連携は、いじめの兆候をいち早く気づき、対応していくために重要である。「八雲中学校区学校運営協議会」等で学校の取組み、いじめに対する基本方針を伝え、情報提供するとともに、学校外での情報も提供してもらえる機会としてとらえ、連携を密にしていく。

<相談窓口>

- ・守口市教育センター 06-6997-0703
- ・守口市こども家庭センター「あえる」 06-6995-7833
- ・守口市市民保健センター 06-6992-2217